

ここにいう「子どもの福祉の危険」とは、「その後の発達にあたって、子どもの精神的ならびに肉体的福祉の著しい損害が、かなりの確実性をもって予見される程度に存在する現在の危険」といわれている（鈴木、104～105頁）。また「親の配慮の濫用的行使」とは、子どもの福祉と教育目標に反するもので、思慮ある父母には認識できる、身上配慮権の誤った、違法で目的に反する行使であり、「子どもの放任」とは、親の義務が子どもの福祉のためのある行動を命じている場合の不作为であるといわれる（鈴木、105頁）。

以上のように、ドイツ法においては、少年局による子どもの保護の場面のみならず家庭裁判所による親の権利制限の場面においても、虐待の文言は用いられず、子どもへの危険ない子どもの福祉の危険もしくはそのおそれとして、広く保護できる場면을規定しているといえよう。

イギリス法では、いわゆる通報義務付け法が存在しないところから、通報のための児童虐待の定義規定は当然存在しないことになる。地方当局は、調査の結果、子どもへの危害ないしそのおそれがあるとの確証が得られたときは、子どもとその家族に関わる専門家を集めて児童保護会議を開く（許、131頁）。また、子どもを保護するための強制的な手続であるケア命令または指導監督命令により、地方当局は子どもを保護することができる（1989年児童法31条1項）。命令の要件は、次の通りである（同条2項）。

(a) 当該の子どもが重大な害を受けまたは受けるおそれのある場合において、

(b) その害または害のおそれが――

(i) その子どもに与えられる監護、もしくは命令が下されないとしたらその子どもに与えられるであろう監護が、その子どもに与えるものと親に期待することが相当であるものでないとき、もしくは

(ii) その子どもが親の統制を越えるとき

である。ここにいう「害」とは虐待 (ill-treatment) または健康もしくは発達の障害をい、「虐待」とは性的虐待または身体的でない種類の虐待を含むとされている（同条9項）。

イギリス法はドイツ法とは異なり、「虐待」の文言が法律上用いられているが、たんにその範囲を規定するだけであり、虐待それ自体の定義規定が設けられているわけではない。

オーストラリア法は、発見された「危機に瀕している児童または青少年」についてコミュニティ・サービス省 (DOCS) への通報がなされ（1998年児童および青少年（ケア及び保護）法）24、25、27条）、その場合の「危機に瀕している」場合として「精神的危害、家庭内武力の摘発、医療的ケアを受けていると否とにかかわらず、身体的あるいは性的虐待を含むものとされているにとどまっている。

アメリカ法では、通告すべき状況として児童虐待を定義し、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、精神的・心理的侵害、性的搾取のすべてを含む州が多い。州によってはそれぞれの行為類型をさらに詳しく明示するものの他、一般的な定義規定に委ねるものもある（樋口、44頁）。

カナダ法では、通告の対象となるのは、子どもが保護を必要とするあらゆる状況を含み、たんに虐待があった（とみなされる）場合だけに限らないことを明確にしている（CFSA72条1項）。すなわち、身体的な危害（ケアの失敗、ネグレクト）、その危険、性的いたずら、性的危害の危険、拒否や同意がない場合による心理的危険の危険、複合ケース、遺棄、12歳未満の殺人など、12歳未満の障害・窃盗などの13項目がこれにあたる。また保護を要

する子どもについても同様に定義された虐待に該当する場合とはしていない。

#### 5. 通報義務付け法をもたない国もあること。

わが国は、児童福祉法により要保護児童についての通告義務を規定し（同法 25 条）、児童虐待については児童虐待防止法により、児童虐待を発見した者に通告義務を課している（同法 6 条 1 項）。後者については、児童虐待防止法 5 条のように、医師、保健婦、弁護士、学校教職員等の児童の福祉に職務上関わる者を特定して通告義務を課してはいない。他方、児童虐待防止法 6 条 2 項では、児童虐待の通告をするに際して、刑法その他守秘義務に関する規定は通告義務の妨げになるものではないとして秘密保持の法的責任を免除している。

このようにわが国の児童虐待通告制度は、通告義務者を特定することなく、反対に守秘義務を免除することにより通告を促進させようとする方法を採用している。

これに対して、医師、保健婦、弁護士、学校教職員等の児童の福祉に職務上関わる者を特定して通告義務を課し、この通告義務を法的に強制すべきであるとの意見がある（石川、6 頁）。具体的には、通告義務に違反した場合には、民事刑事行政上の責任を負うものとするかわりに、誤通告であっても法的責任を問われないものとするという考え方である。

たしかにアメリカ法では、1967 年までにはすべての州で通告義務付け法が作られ、その効果として通告件数の増加をもたらした。またわが国の通告の現状からみても、病院で児童虐待が発見されても通告しない原因として「親との信頼関係を損ないたくない」との回答が 14%、学校でも同じく 14%であった（関弁連 341 頁、379 頁）。同様にカナダのオンタリオ州でも、専門職には罰則付きの通告義務が課されている。このような現状から、法的制裁付きの通告義務により通告をより確実に行わせることも考えられる。

他方、イギリス法では、イギリスの保健・社会サービスの構造からみて通告義務付け法は不要であり、導入によりむしろ副作用をもたらす子どもへの危険を増すとの理由で、通告義務付け法は作られていない（許、129 頁）。またドイツでも、わが国の児童虐待防止法のような守秘義務免除付きの通報義務を課してはいない（鈴木、86 頁）。

わが国が法的制裁付きの通告義務付け法を設けるべきは否かは、通告の対象となる児童虐待の定義、法的制裁によらなければ通告が行われ得ない状況にあるか否か、児童虐待に関する広報啓発の状況、法的制裁により通告が促進された場合の受け皿（児童相談所等）の能力、さらには制裁による通告の履行に代わる他の社会資源（例えば、乳幼児健診制度や学校での健康診断等）を視野に入れた検討が必要であろう。

#### 6. 虐待家庭への援助に当たり、その処遇決定に当事者の参加が保障されていること。

わが国では、児童相談所長が児童福祉施設入所等の措置をとる必要があると認め、要保護児童等を都道府県知事に報告するに際して、当該の子どもおよび保護者の意向をその報告書に記載するものとされ（児童福祉法 26 条 2 項）、さらに都道府県知事がこれらの措置をとるときには、政令の定めるところにより児童福祉審議会の意見を聴くべきものとされ

ている（同法 27 条 8 項）。これらにより、親は施設入所等の措置に反対するときには、その意向が聴かれ、児童福祉審議会により措置の適否が判断されるが、親自身が措置を決定する場に参加し、意見を述べることまでが保障されているわけではない。そのため、親は自分自身の問題を適切に認識できず、施設入所後のケア等に不満が生じ、その後の紛争につながりかねない。この点、英米では、ケア手続に親への参加を認め、親子分離後のサービス受給の動機付けにつなげようとする試みがなされている。

アメリカのオレゴン州では、子どもが親子分離されている場合、家族再統合のために必要なサービスを関係者のミディエーション（対話により関係を維持しつつ紛争を解決する方法）や和解により解決する方法がある。この方法は、対立的方法では虐待する親がサービスを受ける動機付けが困難になるおそれがあることから、非対立的方法で解決策をとるに見出すことを目的としている。この目的は、中立の第三者が当事者に対話が可能な安全な場所を提供し、当事者双方のニーズを満たす解決策を見出すことにある。次に裁判外の対話の方法による解決がある。これは裁判外の場所で、虐待親、児童保護機関、検察官などの関係者が集まり、親が申立書に書かれた事実を認めるか、親がどのようなサービスを受けるかを話し合うものである（小澤、45～48 頁）。このような方法で、当事者とくに虐待者の参加を保障することにより、親子再統合のために必要な援助を受ける動機付けを促進することが期待できる。

イギリスでは、1989 年児童法の理念である親とのパートナーシップを実現するために、親の子ども保護会議への出席が保障されている。子ども保護会議には、専門職が集まって虐待の事実の有無や子どもの保護プランが話し合われるが、この場に問題となっている親自身が参加する。こうした親の参加の程度は、子ども保護会議の実践の善し悪しを判断する際の要素の一つとされているとのことである（峯本、202 頁）。

## 7. 児童福祉機関による援助が、裁判所の手続により担保されていること。

わが国の虐待親への援助は、児童福祉法 27 条 1 項 2 号等が根拠規定であり、その実現は、児童虐待防止法 11 条により、虐待親がこれに従わなければならないものとされている。しかしこの制度には強制力はなく、間接的に児童虐待防止法 13 条による児童福祉司の意見聴取の制度によりその実効性が担保されているにすぎない。そのため、児童虐待が再発するおそれのある親や分離された被虐待児の家庭復帰のための親への援助がなされたにもかかわらず、親に対してこれらの援助を確実に受けさせる手だてが存在しないため、虐待の再発防止が困難になることがある。児童福祉の現場からは、これらの援助について、法的強制力を背景とする制度にするべきであるとの要請がある。

諸外国の法制度の中には、虐待親への援助に対する裁判所の関与の一環として、こうした援助を裁判所が命じ、または裁判所との連携により援助を進める制度が見られる。

例えば、アメリカのオレゴン州では、事実認定・処遇決定審判（Adjudication and Disposition Hearing）において、児童保護機関が親や子どもに提供するサービス、児童保護機関による介入が終了する条件に関する処遇計画、子どもの措置先、親子の面接交渉の頻度、親と子どもへの治療サービス内容等が決定されるとのことである（小澤、48 頁）。

さらに中間審判（Review Proceeding）では、裁判所は、児童保護機関が提供するサービスの内容等を検討し、過度の介入にならないよう監視するとともに、親のサービス受給状況が確認される。この中間審判は、親からのもとめに応じて開かれ、意見の調整が図られることもある（小澤、49 頁）。最終的には、終局審判（Permanency Hearing）で、親が児童保護機関の処遇計画を終了できたかを決定し、その努力を親がしていないときには、親子の再統合プログラムは終了し、次の親の権利の終了、養子縁組手続等に移行することになる（小澤、49 頁）。もっとも、事実認定・処遇決定審判で下された親への治療サービス内容に親が従わなかった場合の効果（法的制裁）は明らかではないことから、いわゆる制裁付きの「治療命令」とは異なり、親の権利制限を視野に入れた運用上の拘束力に委ねていると解することもできる。

イギリス法では、重大な害を受けまたは受けるおそれのある子どもについてとられる指導監督命令により、親は、子どもが親元にとどまったままでスーパーバイザーの指導監督下に置かれる。指導監督命令は、地方当局が親の監護をモニターしたり、親の育児スキル改善のためのコースに参加させるような目的で用いられる（許、135 頁）。また、緊急時に直接的な短期保護を目的とするために必要な限りで子どもの移動を可能にする緊急保護命令において、裁判所は親に子どもとの交流や医学・精神科の診察、評価などについて指示を下すことができるものとされている（許、136～137 頁）。しかし、これらの場合に、裁判所の命令がどのような強制力を有しているかは明らかではない。

8. 親子分離が必要な場合は、タイムスケジュールに沿って、適正手続の理念にもとづいて、司法的判断がなされていること。

わが国においては、児童養護施設等に入所した児童について自立支援計画が策定されるべきものとされている（平成 10 年 3 月 5 日、児第 9 号、厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知）。策定にあたっては、児童の自立支援の視点に立った指導の充実や、学校、児童相談所等との連携を推進する観点から入所児童の個別の計画を立てるものとされている。しかし別添の「児童自立支援計画表」には、「当面の課題」「中・長期的課題」欄は設けられているものの、その目標とされる時期を明示するものとはされていない。また、計画再評価の予定時期は記載されることになっているが、それに対する客観的評価——児童相談所と協議するものとされているものの——までは求められていない。

こうした計画策定のあり方は、とかく内部的な評価にとどまり、児童の自立ないし家庭復帰の機会を失わせることにつながりかねない。

他方、諸外国では、児童の援助プランはそれぞれの段階での策定が義務づけられ、かつ国によってはかかるプランを裁判所が評価する制度となっているところがある。

例えばアメリカの ASFA およびペンシルバニア州法によれば、児童虐待を理由に子どもが親から分離され里親に監護される場合、子どもを拘束できるのは 24 時間までであり、24 時間を超えて保護のために拘束するには、「暫定的拘束命令」が問題となる。この場合児童保護機関は、子どもが引き離されてから 48 時間以内に親と協議しなければならず、それができないときは 72 時間以内に裁判所で「未決拘束審理」が行われ、子どもが直ちに家に帰

るか里親養育にとどまるかが審理され、引き離しに対する機関の取り組みが適切か否かが審理される（この段階で、子どもの弁護士、裁判所任命の特別代理人（CASA）が任命される）。その後一定期間内（ペンシルバニア州では10日以内）に「事実認定審理」が開かれ、家族の再統合に対する機関の取り組みが審査される。（但し、親が悪化した状態に子どもを陥らせた場合や親が犯罪を行っていた場合には機関によるこの取り組みは不要。この場合は、30日以内に恒久的計画審理が開かれる）。ASFAでは子どもが親から引き離されてから6ヶ月以内（ペンシルバニア州では20日以内）に「処分決定審理」が行われ、機関が提案したケースプランが子どもおよび親の問題とニーズに合理的にかなっているか否かが審査される。処分決定審理により子どもが里親養育に付された12ヶ月後に恒久的審理が開かれ、子どもが親元に帰るか、養子縁組に付託するか、法的後見人に委ねられるか、または別の恒久的生活に入るかが決定される。その後、直近の22ヶ月のうち、里親養育されてから15ヶ月が過ぎたときに、親権終了審理が行われる（但し、①子どもが親族から養育を受けている場合、②州の機関が申し立ての申請が子どもの最善の利益でないとするやむにやまれぬ理由を提出する場合、③機関が適切な取り組みをしなかった場合は、この審理は免除される。）その後、必要に応じて養子縁組審理が行われる。

以上のようにアメリカ法では、①子どもの緊急的な保護の段階、②一時的な引き離しの段階、③引き離し後の家庭復帰段階、④引き離し後のケースプランの適否、⑤長期的ケア段階、⑥親の権利終了段階、⑦養子縁組と、きめ細かく各段階に応じて裁判手続が定められており、裁判所が、機関による不適切な親子分離を防止し、家庭復帰の可能性を探り、それが不可能なときは長期的なケアの可能性を審査する制度となっている。

カナダ・オンタリオ州では、危険な状態にある子どもを保護した後5日以内に裁判所に報告書を提出し、30日以内にケアプランを作成するものとされている。これをもとにその後のサービスが提供されていくことになる。もっとも、保護機関と裁判所とは、裁判所による機関への命令による関与ではなく、機関が裁判所に報告する方法で間接的に関わっている。

イギリス法では、緊急時の子どもの保護制度としての「緊急保護命令」、「ポリス保護」、「児童調査命令」がある（許、136頁以下）。緊急保護命令は、子どもへのアクセスが妨害された場合および一般的な緊急時に地方当局または権限ある者が裁判所に申し立てる。緊急保護命令の有効機関は8日間に限られ、更新は1回のみ7間までに限って認められる（45条1項から6項まで）。ポリス保護は、警察官が子どもが重大な害を受けるおそれがあると信ずる相当の理由あるとき、適当な宿所への移動等の相当の処置をとることができることを内容としている（46条1項）。この保護は72時間に限って認められるにすぎない（許、138頁）。「児童評価命令」は、移動や病院からの移動の禁止を要するような重大な害が疑われるものの直接の危険がない場合に、地方当局や権限ある者が評価が必要であると考えられるにもかかわらず、親の同意が得られないときに子どもの評価を可能にするものである。これにより親責任を負う親等は、評価が行われるように親は命令で定められたものの指示や要件に従わなければならないことになる。この命令の有効期間は評価の始まる日から7日を超えることはできないものとされる（43条5項）。また、子どもを地方当局のケアのもとにおく「ケア命令」や子どもを地方当局やプロベーション・オフィサーの指導のもとにおく指導監督命令により子どもは地方当局のケアのもとに置かれるが、その期間は命令

が定める期間とされる（33条1項）（許、133～134）。また、地方当局のケアのもとに置かれている子どもと親との交流について裁判所が命令を下すことができるが、裁判所は7日間に限って交流を禁じることができる（34条）（許135頁）。ケア手続が延期されたとき等、裁判所は仮のケア命令または指導監督命令を下すことができるが、その期間は8週間までであり、4週間に限って延長が認められる（37条1項、38条）（許、135頁）。

ドイツ法では、BGB1696条3項が「1666条から1667条による長期間継続する措置を、裁判所は、適切な時間間隔で審査しなければならない。」と規定し、そのために、少年局が適切な時間間隔で家庭裁判所に措置後の状況を報告するものとされている（KJHG50条2項と結合したBGB1696条3項）（鈴木、89頁）。

以上のように、外国の法制度では、子どもの保護手続きに関して、期間制限を設けることが多い。その背景には、この手続が子どもの保護の面と同時に、子どもおよび親の権利制限を伴うことに配慮して、こうした期間制限を設けていると理解することができる。さらに行政権行使に対する司法的関与を制度化することにより、より客観的に行政権行使の適否を判断させる趣旨と解することができる。

#### 9. 親子分離中の親および公的機関の権限が法的に明らかにされていること。

わが国では、親子分離中の親の権利義務が、明文の規定により明らかにされているのは、児童福祉法28条により児童福祉施設に入所している児童等に対する保護者の面会通信の制限だけである（児童虐待防止法12条）。それに対して、同意入所措置の場合や一時保護中の権利義務の制限は明らかでない。たしかに、児童福祉施設の長は、親権者等がある場合でも、児童の福祉のために監護教育および懲戒に関し必要な措置をとることができる（児童福祉法47条2項）、かかる措置をとることができる場合や範囲は明らかでなく、また施設入所措置中の親の権利義務も明らかでない。そのため、一時保護ないし施設入所中の子どもの医療や教育、子どもの引き取りその他子どもの福祉に関わる重大な事項について、親と措置権者ないし施設長との間で意見の相違が生じた場合の処理が困難になっている。諸外国では、これらの場合、明文または裁判手続により親の権利制限および公的機関がもつことのできる権限を定めている例が見られる。

ドイツ法では、少年局が子どもの保護引き受け（一時的託置）を行った場合、少年局が、子どもの監督権、養育権、居所指定権を行使できるものとされている（KJHG42条1項4文）。もっとも、これらの権利は父母に属しているので、少年局は、これら身上配慮権の一部を事実上行使できるにすぎない。そのため少年局がこれらの権利を行使するには、身上配慮権者・養育権者の推定される意思を顧慮しなければならない。父母のもつこれらの身上配慮権を制限し、または剥奪するには、BGBにもとづく司法的判断が必要とされる（鈴木98、103頁）。イギリス法では、ケア命令により地方当局は子どもをケアに引き取ることになり、その間、子どもの親責任を有する（1989年児童法31条3項a号）。ただし、子どもの宗教教育、養子収養への同意、後見人任命の同意権はこの限りではない（6項）。地方当局が親責任をもっても、親のもつ親責任はなくなる（親責任の共同行使）。この場合、地方当局は、子どもの福祉を保護促進するために必要と認めるときは、親が親責任を行使す

る範囲を決定する権限をもつ（33条3号b号）。親責任をもつ者は、児童法により子どもに関して下された命令と矛盾する方法で親責任を行使することができないので（2条8項）、地方当局がケア命令により保護する子どもの監護について、親は不当に介入することはできない（許133～135頁）。

アメリカのオレゴン州では、前述のように、裁判手続で親の面接交渉や受けるべきサービスが決定されるため、親の権利はその範囲で認められることになる。その他、ミディエーションや和解により、親の同意のもとに親の権利制限の範囲を定めることもできる。

#### 10. 懲戒権のあり方について、各国の対応は多様であること。

わが国では、民法822条に親権者の懲戒権規定が設けられているが、懲戒権の制限は民法には規定されていない。むしろ児童虐待防止法により、児童虐待が禁止され（3条）、親権一般について「児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」とされ（同法14条1項）、児童虐待に係る暴行罪等について親権者であることを理由にその責めを免れないと規定するのみである（同上2項）。

現行の懲戒権規定については、それが児童虐待を容認する根拠となりかねないとの懸念からその見直しが求められている（参議院共生社会に関する調査会議事録第4号2頁 平成13年12月3日 磯谷文明弁護士発言）。

現在の法体系からみれば、親権を規定する民法に対する特別法としての児童虐待防止法が「親権の適切な行使」を定めている以上、懲戒権についても同様に適切に行使されなければならないと解すべきであろう（大分大学、森望氏の示唆による）。とはいえ、児童虐待防止法14条1項により、懲戒権がすべて制限されると解することはできず、適切な懲戒権行使それ自体はなお許されているとみるべきであろう。

これに対してドイツでは、2000年の「教育における暴力の排除ならびに子の扶養のための法律」により「子は、暴力を用いない教育に対する権利を有する。体罰、情緒上の侵害ならびにその他の屈辱的な措置は許されない」ものとされた。この背景には、児童虐待の増加と虐待の世代間連鎖をいかにして断ち切るかという問題意識があるといわれている（鈴木、108頁）。ここにいう体罰とは虐待の程度に至らないものも含まれるが、親による制裁すべてが許されないわけでない（例えば、小遣いを減らすこと、テレビの視聴を禁止すること等）。

イギリスでは、親は、適度で相当な体罰を行使する権利が認められており、1933年児童でも子を統制する親は子を罰する権利を容認している（1条7項）。刑事手続において、「相当の懲戒」の抗弁が認められると、裁判所は親の暴行につき、有罪判決を言い渡すことはできない（許、125頁）。しかし、イギリス政府は、A v. THE United Kingdom事件がヨーロッパ人権裁判所で審理されているとき、「相当の懲戒」の抗弁が苛酷な殴打という形での「非人道的もしくは品位を傷つける取扱い」ヨーロッパ人権条約第一議定書3条（拷問または非人道的もしくは品位を傷つける取扱いもしくは拷問の禁止）から少年を保護することを怠ったことで3条違反を認め、法改正に着手した。しかし、あらゆる形態の身体的懲戒を違法とすることは考えていないとのことである（許、127頁）。

ちなみに、カナダ オンタリオ州の控訴裁判所は、親がしつけのために子どもをたたくことを認める法律が、同国司法の基本原則に違反しないと判示したとの報道がある（ロイター、2002年1月16日）。

アメリカ法では、州によっては、体罰が合理的な範囲にとどまる限り、児童虐待にはあたらないとの規定が設けられているとのことである（樋口、45頁）。

結びに代えて

わが国の児童虐待への本格的取り組みはまだ始まったばかりであり、児童虐待防止法制度も、新たな虐待問題に対応できるだけの内容にはなっていない。これまでの法制度は、親による子どもの権利侵害を例外的な事象にとらえ、それに伴う諸問題について十分に配慮した制度とはなっていない。とくに親の養育権への介入や子どもの社会的養護に伴う権利義務関係は、立法上ほとんど考慮されていないといっても過言ではない。また、被虐待児の保護および親への援助は、見方を変えれば、国家による家庭への介入の側面を有しているにもかかわらず、手続保障の面——とくに司法手続きによる保障——も十分とはいえない。

他方、諸外国においては、こうした問題に対して、民法等の伝統的手法によりまたは新たな立法により、対応を試みてきている。これらの試みがすべて成功しているとは言い難いが、わが国に先立って重大な児童虐待問題を経験してきた国々に学ぶべき点は少なくない。社会文化的背景や法制度の差異から、諸外国の制度をそのまま移入することはできないし、これらの国々における制度改正が、十分な時間と議論の積み重ねの上に行われてきていることにも、留意しなければならない。児童虐待問題は子どもの養育をめぐる家族（親）と国家の関係にかかわる基本的な問題だけに、国民的な議論が今後さらに深められ、十分なコンセンサスを元にして、児童虐待防止制度のあり方が検討される必要がある。

#### 【参考文献】

本共同研究論文の他、以下の文献を参考にした。

- ・石川稔「児童虐待をめぐる法制策と課題」ジュリスト 1188号（2000）
- ・小澤真嗣「アメリカ合衆国オレゴン州における児童虐待事件処理の理念と実際」ケース研究 270号（2001）
- ・関東弁護士連合会『1998年度関東連シンポジウム報告書—子どもへの虐待—その予防と救済のための提言—』（関東弁護士連合会、1998）
- ・許末恵「イギリスにおける児童虐待の法的対応」家族＜社会と法＞17号（2001）・参議院共生社会に関する調査会議事録第4号 2001年12月3日
- ・鈴木博人「ドイツにおける児童虐待の法的対応」家族＜社会と法＞17号（2001）
- ・樋口範雄「アメリカ法から見た児童虐待防止法」ジュリスト 1188号（2000）
- ・峯本耕治『子どもを虐待から守る制度と介入手法—イギリス児童虐待防止制度から見た日本の課題—』（明石書店、2001）

・横野 恵「カナダにおける未成年者に対する医療と同意－児童保護立法による介入を中心に－」比較法学（早稲田大学比較法研究所）35巻2号（2002）

資料 1

訳：桐野由美子

公法 105-89 [H.R. 867] 1997年11月19日

養子縁組および安全家庭法（1997年）

フォスター ケアの子どもの養子縁組促進のための法律・日訳

アメリカ合衆国連邦議会上院および下院により制定。

第1節 略称および目次

- (a) 略称——本法は「養子縁組および安全家庭法（1997年）」として引用することができる。
- (b) 目次——本法の目次は以下の通りである。

タイトル I. フォスター ケア措置と養子縁組委託のための「正当な努力(reasonable efforts)」および安全の要件

- 第101節 「正当な努力(reasonable efforts)」の要件の説明
- 第102節 ケースプランおよびケース再審査における安全性の要件
- 第103節 フォスター ケアの一定の子どもの親の親権を終了する手続を開始あるいはそれに参加する責任を負う州
- 第104節 再審査および審問の通知：意見表明の機会
- 第105節 児童福祉サービス対象連邦親居所調査サービスの利用
- 第106節 委託前里親および養親の犯歴照会
- 第107節 養子縁組成立あるいは永続的家庭選定のための努力の記録

タイトル II. 児童への永続的家庭提供に対する奨励補助金

- 第201節 養子縁組奨励補助金
- 第202節 州および郡の法域を越えた養子縁組
- 第203節 児童保護に関する州の実績

タイトル III. 補足的改善および改革

- 第301節 児童福祉デモンストレーション（実演説明）プロジェクトの展開
- 第302節 パーマネンシー審問
- 第303節 キンシップケア
- 第304節 インディペンデント・リビング（自立生活）サービスの受給資格者の説明
- 第305節 家族維持およびサポートサービスの再承認および発展
- 第306節 特別ニーズ児童に対する健康保険の適用
- 第307節 最初の養子縁組が解消された特別ニーズの子どものための養子縁組援助手当の受給資格の継続
- 第308節 フォスター ケアの子どもの対象とした高質サービスを確保するための州の基準

タイトル IV. 雑則

- 第401節 正当な子育ての維持
  - 第402節 報告要件
  - 第403節 非常用ガーディアンシップ（後見）(standby guardianship) に関する連邦議会の意向
- 第404節 州福祉プログラム対象臨時基金の一時調整
- 第405節 薬物乱用および児童保護サービスの調整

## 第 406 節 国産備品および製品の購入

タイトル V. 施行日

第 501 節 施行日

---

## タイトル I. フォスター ケア措置と養子縁組委託のための「正当な努力(reasonable efforts)」および安全の要件

### 第 101 節 「正当な努力(reasonable efforts)」の要件の説明

- (a) 総則——社会保障法第 471 節(a) (15) (42 U. S. C. 671(a) (15))を改正し、以下のとおりとする。  
「(15)は以下のとおり規定する。
- (A) 本項の記載にしたがって児童のために行なわれるべき正当な努力を決定し、かつそのような正当な努力を行なうにあたっては、子どもの健康および安全を至高の考慮事項とする。
- (B) (D)号に規定する場合をのぞき、以下の目的で、家庭維持および家庭再統合を目標とし正当な努力を行なう。
- (i) 子どもをフォスター ケアに措置する以前に、家庭分離を防止または解消するため。
- (ii) 子どもがその家庭に安全に復帰することを可能にするため。
- (C) (B)号に記載した類の合理的な努力を継続することが子どものパーマネンシープランに一致しないと判断されるときは、パーマネンシープランにしたがって時宜を得た形で子どもを措置すること、および子どもの永続的措置を完遂するために必要なすべての措置を尽くすことを目的として正当な努力を行なう。
- (D) (B)号に記載した類の正当な努力は、児童の親に関して管轄権限を有する裁判所が以下のことを判決した際には、行なうことを要しない。
- (i) 当該の親が子どもを深刻な状況 (aggravated circumstances) (定義は州法にしたがう。当該定義には、遺棄、拷問、常習的虐待および性的虐待を含めることができるが、これに限定されない) に至らしめたこと。
- (ii) 当該の親が以下の犯罪を犯したこと。
- (I) 自己の別の子どもの謀殺 (当該犯罪が海上または陸上における合衆国の特別法域で発生したときは、合衆国法典第 18 編第 1111 条(a)にもとづき犯罪とされる行為)。
- (II) 自己の別の子どもの故意故殺 (当該犯罪が海上または陸上における合衆国の特別法域で発生したときは、合衆国法典第 18 編第 1112 条(a)にもとづき犯罪とされたはずの行為)。
- (III) 上記の謀殺または故意故殺の幫助もしくは現場教唆 (aided or abetted)、未遂、共謀または教唆 (solicited) 。
- (IV) 当該の子どもまたは自己の別の子どもを重大な傷害に至らしめる重罪たる暴行。
- (iii) きょうだいに対する当該の親権 (parental rights) が自己の意思によらず停止されたこと。
- (E) 管轄権限を有する裁判所が(D)号にしたがって行なった決定の結果、子どもに関して(B)号に記載した類の合理的な努力が行なわれないときは、以下のことをする。
- (i) 当該決定ののち 30 日以内に、当該の子どもを対象としたパーマネンシー審問 (第 475 条(5) (C)に記載) を開くこと。
- (ii) パーマネンシープランにしたがって時宜を得た形で子どもを措置すること、および子どもの永続的措置を完遂するために必要なすべての措置を尽くすことを

目的として正当な努力を行なうこと。

(F) 子どもを養親または法定後見人に委託するための正当な努力は、(B)号に記載した類の正当な努力と同時進行で(concurrently)行なう。

(b) **法定後見(legal guardianship)の定義**——上記の法第 475 節 (42 U.S.C. 675) を改正し、末尾に以下を加える。

「(7) 「法定後見」という用語は、司法手続によって子どもと養育者とのあいだに創設される永続的かつ継続する関係を意味する。その関係は、子どもの保護、教育、養育、管理、監護ならびに意思決定を含む親権が養育者に委譲されることにより明示される。「法定後見人」という用語は、そのような関係にある養育者を意味する。」

(c) **整合的改正 (conforming amendment)** ——上記の法第 472 節(a)(1) (42 U.S.C. 672 (a)(1)) を改正し、「行なわれた」の前に「子どもを対象として」を挿入する (参考: 社会保障法第 472 節)。

(a) 本節にもとづいて承認された計画を有する各州は、以下に該当するときは、……フォスター ケア 扶養料の支払 (第 475 節(4)の定義にしたがう) を行なう。

(1) 家庭からの当該分離が、子どもの親または法定後見人が交わした自発的措置協定にしたがって行なわれたとき、または、家庭における居住の継続が当該の子どもの福祉に逆行すると思われる、かつ第 471 節(a)(15)に記載した類の合理的な努力が〈子どもを対象として〉行なわれた旨の司法決定の結果として行なわれたとき。

(d) **解釈規則**——上記の法タイトル 4-E (42 U.S.C. 670-679) を改正し、第 477 節ののちに以下を挿入する。

#### 「第 478 節 解釈規則

本節のいかなる規定も、第 471 条(a)(15)(D)に記載したもの以外の事件を含む個別の事件において子どもの健康および安全を保護するために州裁判所がその裁量を行使することを妨げるものと解してはならない。」

### 第 102 節 ケースプランおよびケース再審査システムにおける安全性の要件

社会保障法タイトル 4 (42 U.S.C. 601 et seq.) を以下のとおり改正する。

(1) 第 422 節(b)(10)(B)

(A) (iii)(I)の「where」の前に「安全かつ」を挿入する。

(B) (iv)の「とどまる」の前に「安全に」を挿入する。

\* 参考: 社会保障法第 422 節

(b) 本副節 (subpart) にもとづく子ども福祉サービスのための各計画は、以下の要件を満たさなければならぬ。……

(10) 州が以下の措置を確実にとるようにすること。……

(B) 長官が満足する形で以下のシステムおよびプログラムを運営すること。……

(iii) 以下のことを目的としたサービス・プログラム

(I) 〈安全かつ〉適切な場合には、子どもが分離された家族のもとに復帰するのを援助すること。……

(iv) フォスター ケア措置をされるおそれのある子どもが〈安全に〉家族のもとに留まるのを援助することを目的とした措置前予防サービス・プログラム

(2) 第 475 節

(A) 文節(1)において:

(i) (A)号の「検討」の後に「安全性および」を挿入する。

(ii) (B)号の

(I) 「子どもは受ける」の前に「安全で」を挿入する。

(II) 「家庭復帰」の前に「安全な」を挿入する。

(B) 文節(5)において:

(i) (A)号のうち、(i)に先立つ実体規定の「措置」の前に「安全な環境」を挿入する。

(ii) (B)号

(I) 「判定する」の前に「子どもの安全性」を挿入する。

(II) 「に復帰すること」の後に「および安全に養育される」を挿入する。

\* 参考：社会保障法第 475 節

(1) 「ケースプラン」という用語は、少なくとも以下を含む文書を意味する。

(A) 子どもを措置するホームまたは施設の種別の記載。措置の〈安全性および〉適切性……に関する検討も含む。

(B) 子どもが〈安全かつ〉適切なケアを受けること、および、親の家庭の環境を改善し、自己の〈安全な〉家庭への子どもの復帰または子どもの永続的プレースメント（措置および委託）を促進し、かつフォスター ケアにいる子どものニーズを満たすために親、子どもおよび里親にサービスが提供されることを確保するための計画。……

(5) 「ケース再審査システム」という用語は、以下のことを確保するための手続を意味する。

(A) 子どもひとりひとりに、子どもの最善の利益および特別ニーズに一致した、最も制約の少ない、利用可能な最も適切な環境および親の家庭に近接した場所における措置を達成することを目的としたケースプランが作成されること。……

(B) 〈子どもの安全、〉措置を継続する必要性および適切性、ケースプランの遵守の度合い、ならびにフォスター ケア措置が必要となった原因の軽減または緩和に向けて達成された進展の度合いを判断し、かつ、子どもが家庭に復帰しかつそこで〈安全に〉養育されること、または養子縁組あるいは法定後見に措置されることが可能になると思われる日を予想する目的で、子どもひとりひとりの状況が裁判所または行政審査(6号の定義にしたがう)のいずれかによって定期的に、少なくとも6か月ごとに再審査されること。……

#### 第 103 節 フォスター ケアの一定の子どもの親の親権終了の手続を開始あるいはそれに参加する責任を負う州

(a) 手続が求められる要件——社会保障法第 475 節(5) (42 U.S.C. 675 (5)) を以下のとおり改正する。

(1) (C)号の文末の「および」を削除する。

(2) (D)号の文末の「。」を削除し、かつ「および」を挿入する。

(3) 末尾に以下を挿入する。

「(E) 州の責任にもとづき子どもがフォスター ケアに過去 22 か月のうち 15 か月間いる場合、または、管轄権限を有する裁判所が、子どもが「遺棄された乳幼児」(州法にもとづく定義にしたがう)であると判定したとき、もしくは親が自己の別の子どもの謀殺を行なったこと、自己の別の子どもの故意故殺を行なったこと、そのような謀殺または故意故殺の幫助もしくは現場教唆(aided or abetted)、未遂、共謀または教唆(solicited)を行なったこと、または当該の子どもまたは自己の別の子どもを重大な傷害に至らしめる重罪たる暴行を行なったことを決定によって認めたときは、州は、子どもの親の親権を終了する申立てを行ない(または、そのような申立てが別の当事者によって行なわれていたときは、当該申立ての当事者として加わることを求め)、かつ同時進行で、養子縁組の資格を有する家族を特定し、募集し、手続をふみ、承認する申し立てを行なう。ただし、以下の場合はこのかぎりでない。

(i) 州の選択により、子どもが親族に養育されているとき。

(ii) 州の機関が、ケースプラン(裁判所のケースプラン再審査のため提出されなければならない)に、当該申立てを行なうことが子どもの最善の利益にそぐわないと判断する理由を記載しているとき。

(iii) 子どもに関して第 471 条(a)(15)(B)(ii)に記載した類の正当な努力を行なうことが求められている場合であり、州が、子どもが自己の家庭に安全に復帰するために必要であると州が見なしたサービスを州のケースプランに掲げられた期間にしたがって子どもの家族に提供しなかったとき。」

(b) フォスター ケアの開始時の決定——前項で改正した社会保障法第 475 節(5) (42 U.S.C. 675(5))

を以下のとおり改正する。

- (1) (D)号の文末の「および」を削除する。
- (2) (E)号の文末の「。」を削除し、かつ「および」を挿入する。
- (3) 末尾に以下を挿入する。  
「(F) 子どもは、以下のいずれかのうち早いほうの日にフォスター ケアを開始したものと見なす。  
(i) 子どもが児童虐待またはネグレクトを受けたという最初の司法決定が行なわれた日。  
(ii) 子どもが家庭から分離された日の 60 日後。」

(c) **移行規則**

- (1) **新たにフォスター ケアに措置された子ども**——子どもが州の責任にもとづく（社会保障法第 475 節(5)(F)の意味における）フォスター ケアに本法の制定日後に措置された際は、以下のとおり対応する。  
(A) 州が、子どもが当該フォスター ケアに過去 22 か月のうち 15 か月間いる前に本条(a)項の改正にしたがうに至ったときは、州は、当該の子どもに関して、当該の子どもが当該フォスター ケアに過去 22 か月のうち 15 か月間いた時点で社会保障法第 475 節(5)(E)にしたがう。  
(B) 州が、子どもが当該フォスター ケアに過去 22 か月のうち 15 か月間いた後に当該改正にしたがうに至ったときは、州は、当該の子どもに関して、本法の制定日の後に最初に開会した州議会通常会期の閉会后 3 か月以内に同法第 475 節(5)(E)にしたがう。
  - (2) **現在フォスター ケアにいる子ども**——子どもが州の責任にもとづく本法の制定日の時点でフォスター ケア措置された際は、州は以下のとおり対応する。  
(A) 本法の制定日の後に最初に開会した州議会通常会期の閉会后 6 か月以内に、当該の子どものうち州が選択する 3 分の 1 以上の子どもに関して、社会保障法第 475 節(5)(E)にしたがう。その際、（社会保障法第タイトル 4-E の意味における）パーマネンシー プランが養子縁組の子ども、および最も長期間フォスター ケアにいる子どもを優先する。  
(B) 当該通常会期の終了後 12 か月以内に、当該の子どものうち州が選択する 3 分の 2 以上の子どもに関して、同法第 475 条(5)(E)にしたがう。  
(C) 当該通常会期の終了後 18 か月以内に、当該の子ども全員に関して同法第 475 節(5)(E)にしたがう。
  - (3) **連結会期 (2-year legislative session) の取扱い**——本項の適用上、州議会が連結会期制をとっているときは、それぞれの年の会期を州議会の独立した通常会期と見なす。
  - (4) **州の計画の要件として取り扱われる要件**——社会保障法第 4 章 E 節の適用上、本項に掲げられた要件は同法第 471 節(a) が課す州の計画の要件として取り扱われる。
- (d) **解釈規則**——本節、または本法により改正された社会保障法タイトル 4-E(42 U. S. C. 670 et seq.) のいかなる規定も、親権終了を開始することが子どもの最善の利益にかなうと認められる場合（子どもがさまざまな期間のフォスター ケア措置を複数回経験している場合も含む）に、州裁判所または州の機関が、同法第 4 章 E 節に掲げられたもの以外の理由またはそこに掲げられたものよりも早くそのような行動を起こすことを排除するものと解してはならない。

**第 104 節 再審査および審問の通知：意見表明の機会**

第 103 節で改正した社会保障法第 405 節(5) (42 U. S. C. 675(5))を以下のとおり改正する。

- (1) (E)号の文末の「および」を削除する。
- (2) (F)号の文末の「。」を削除し、かつ「および」を挿入する。
- (3) 末尾に以下を挿入する。  
「(G) 子どもの里親（存在する場合）および児童委託前の養親または子どもを養育中の親族は、子どもに関して行なわれるいかなる再審査あるいは審問の通知を受理し、かつ当該再審査あるいは審問において意見を聴取される機会を与えられる。ただし、本号は、そのような通知および意見を聴かれる権利のみを根拠として里親、養親予定者または子ども

を養育している親族が当該再審査または審問の当事者となることを求めるものと解釈してはならない。」

#### 第 105 節 子ども福祉サービスを対象とした連邦親居所調査サービスの利用

社会保障法第 453 節 (42 U. S. C. 653) を以下のとおり改正する。

- (1) (a) 項(2)号
  - (A) (A)に先立つ実体規定の「変更もしくは執行」の後に「または子どもの監護または面接交渉に関する命令の言渡しもしくは執行」を挿入する。
  - (B) (A)
    - (i) (ii)の文末の「または」を削除する。
    - (ii) (iii)の文末の「、」を削除し、かつ「または」を挿入する。
    - (iii) (iii)の後に以下を挿入する。  
「(iv) 子どもに関して親権を有している、またはその可能性がある者。」
- (2) (c) 項
  - (A) (3)の文末の「。」を削除し、かつ「および」を挿入する。
  - (B) 末尾に以下を加える。  
「(4) B 節第 1 副節にもとづく州の計画、または B 節第 2 副節または E 節にもとづいて承認された州の計画に従い運営されているプログラムを実施する州の機関。」  
\* 参考：社会保障法第 453 節
    - (a) ……
      - (2) 連邦親調査サービスは、親子関係の確立、または子どもの扶養義務の確定、その額の設定、変更もしくは執行(または子どもの監護または面接交渉に関する命令の言渡しもしくは執行)を目的として、以下の情報入手し、かつ(c) 項に掲げた権限保有者にそれを伝達する。
        - (A) 以下の個人の居所に関する、またはその発見を促進する情報。……
    - (c) (a) 項で用いられた「権限保有者」という用語は以下の者を意味する。……

#### 第 106 節 里親または養親候補者の犯歴照会

社会保障法第 471 節(a) (42 U. S. C. 671(a))を改正し、以下のとおりとする。

- (1) (18)号の文末の「および」を削除する。
- (2) (19)号の文末の「。」を削除し、かつ「および」を挿入する。
- (3) 末尾に以下を加える。
  - (20) (A) 当該州に関して(B)で規定する選択が行なわれる場合をのぞき、本節にもとづく州の計画に従いフォスター ケア養育手当または養子縁組援助手当の支給対象となる児童の委託先として里親または養親が最終的に承認される前に、里親または養親の候補者の犯歴照会を行なうための手続。以下のことを求めた手続も含む。
    - (i) 犯歴照会の結果、児童虐待もしくはネグレクト、ドメスティックバイオレンス、児童に対する犯罪(児童ポルノグラフィも含む)または暴力犯罪(強姦、性的暴行または殺人を含むが、他の身体的な暴行または不法接触は含まない)により重罪の有罪判決を受けたことが明らかになった場合であって、当該重罪がいずれかの時点で行なわれたと管轄権限を有する裁判所が判断したことを州が認めたときは、上記の最終承認を与えないこと。
    - (ii) 犯歴照会の結果、身体的な暴行、身体的な不法接触または薬物関連犯罪により重罪の有罪判決を受けたことが明らかになった場合であって、当該重罪が過去5年以内に行なわれたと管轄権限を有する裁判所が判断したことを州が認めたときは、上記の最終承認を与えないこと。
  - (B) (A)は、州はその規定を当該州に適用しないと選択した旨を州知事が長官に文書で通告したとき、または、州議会がその規定を当該州に適用しないと法律により選択したと

きは、州の計画には適用しない。」

\*参考：社会保障法第 471 節(a)

州は、本節にもとづく補助金の資格を得るためには、以下のことを規定し、かつ長官の承認を受けた計画を定めなければならない。……

## 第 107 節 養子縁組成立あるいは永続的家庭選定のための努力の記録

社会保障法第 475 節(1) (42 U.S.C. 675(1))を以下のとおり改正する。

(1) 末文

(A) 「ケースプランには、」および「も含まなければならない」を削除する。

(B) 当該の文を(D)として整理し直し、適切な字下げ処理を行ない、副節を挿入する。

(2) 末尾に以下を加える。

「(E) 子どもに関するパーマネンシープランが養子縁組あるいは永続的家庭への委託であるときは、子どものための養親家庭または他の永続的家庭を選定する過程、子どもを養親家庭、適任でかつ子どもを受入れることに自発的な親族、法定後見人あるいは他に計画された永続的家庭に委託した過程、また養子縁組あるいは法定後見の成立を完了させる過程を、担当機関は記録しておかなければならない。当該記録には、少なくとも、州、地域および全国の養子縁組情報交換（電子的情報交換システムも含む）の利用のような、当該の子どもを特に対象とした募集のための努力が記載されなければならない。」

\*参考：社会保障法第 475 節(1)

「ケースプラン」という用語は、少なくとも以下を含む文書を意味する。……

## タイトル II. 子どもに永続的家庭を提供するための奨励補助金

### 第 201 節 養子縁組奨励補助金

社会保障法タイトル 4 -E (42 U.S.C. 670-679) を改正し、第 473 節の後に以下を挿入する。

#### 「第 473 節 A 養子縁組奨励補助金

(a) **補助金支給機関**——長官は、この目的のための歳出配分承認法において事前に規定された利用可能な額の範囲内で、奨励補助金の受給資格を有する各州に対し、会計年度ごとに、本条にもとづいて当該会計年度に州に対して支払われるべき養子縁組奨励補助金と同額の補助金を支給する。当該補助金は、当該会計年度の翌年度に支払われる。

(b) **奨励補助金の受給資格を有する州**——州は、ある会計年度に以下の要件を満たすときは奨励補助金の受給資格を有する。

(1) 州が、当該会計年度に、本節で承認された計画を定めたとき。

(2) 州における当該会計年度中の里子養子縁組の件数が、当該州を対象とした、当該会計年度の里子養子縁組の基準件数を超えたとき。

(3) 州が当該会計年度に(c)項に従ったとき。

(4) 州が、2001 年および 2002 年の会計年度に、特別ニーズの子どもであって、州と養親とのあいだで効力を有する養子縁組援助協定の対象となっている子どもを健康保険の適用対象としたとき。

(5) 当該会計年度が、1998 年から 2002 年のうちいずれかの会計年度であるとき。

(c) **データ上の要件**

(1) **総則**——州がある会計年度において本項に従っていると見なされるのは、以下の会計年度に関して、(2)号に記載したデータを長官に提供したときである。

(A) 1995 年から 1997 年までの会計年度（または、州が本条にもとづく補助金を申請する最初の会計年度が 1998 年度以降であるときは、当該会計年度の前年の会計年度）。

(B) その後の各会計年度については、当該会計年度の前年の会計年度。

(2) **養子縁組の件数の決定**

(A) A F C A R S [養子縁組・フォスター ケア分析報告システム]のデータにもとづく決

定——(B)に規定する場合をのぞき、長官は、ある州における 1995 年から 2002 年までの各会計年度の里子養子縁組および特別ニーズ養子縁組の件数を、本条の適用上、第 479 条にしたがって設置されたシステムの要件を満たしたデータにもとづいて決定する。当該データは、翌年の会計年度の 8 月 1 日までに州によって報告され、かつ長官の承認を受けたものでなければならない。

(B) 1995 年から 1997 年までの会計年度について認められる代替的データ源——1995 年から 1997 年までの会計年度について(A)に掲げた決定を行なう際には、(A)に記載された以外のものであって、それに匹敵する完全性および信頼性を備えていると長官が認めた単独または複数の情報源から得たデータを用いることができる。当該データは、1997 年 11 月 30 日までに州によって報告され、かつ 1998 年 3 月 1 日までに長官の承認を受けたものでなければならない。

(3) **AFCARSの要件の免除の禁止**——本条は、州によるデータの報告に関して、第 479 条または同条にもとづいて定められた規則に定められたいずれかの要件を修正しもしくはそれに影響を与え、または当該要件にしたがわない場合の罰則を免除するものと解してはならない。

(d) **養子縁組奨励補助金**

(1) **総則**——(2)号に規定する場合をのぞき、本条にもとづいてある会計年度に州に対して支払われるべき養子縁組奨励補助金は以下の額に等しいものとする。

(A) 州における当該会計年度中の里子養子縁組の件数が、当該州を対象とした、当該会計年度の里子養子縁組の基準件数を超えた(場合の)超過件数に 4000 ドルをかけた額。

(B) 州における当該会計年度中の特別なニーズ養子縁組の件数が、当該州を対象とした、当該会計年度の特別ニーズ養子縁組の基準件数を超えた(場合の)超過件数に 2000 ドルをかけた額。

(2) **利用可能な財源が支払額に満たない場合の比例調整**——いずれかの会計年度において、本節にもとづいてある会計年度に支払われるべき養子縁組奨励補助金の総額が当該会計年度に(h)項にしたがって配分された額を超過しているときは、当該会計年度に各州に支払われるべき養子縁組奨励補助金の額は以下のとおりとする。

(A) 本節にもとづいて当該会計年度に州に支払われるべき養子縁組奨励補助金の額に(B)をかけた額。

(B) 当該会計年度に上記にしたがって配分された額を、本節にもとづいて当該会計年度に支払われるべき養子縁組奨励補助金の総額で割ったさいの百分率。

(e) **奨励補助金の連結利用の許可 (2-year availability)**——州は、本節にもとづいてある会計年度に当該州に支払われた補助金を、翌年の会計年度の年度末まで利用することができる。

(f) **奨励補助金の利用の制限**——州は、B節またはE節にもとづいて提供されるいずれかのサービス(養子縁組後のサービスも含む)を子どもまたは家族に提供する以外の用途に、本節にもとづいて州に支払われた額を支出してはならない。この規定にしたがって州が支出した額は、第 423 節、第 434 節および第 474 節にもとづく連邦相当額補助金(Federal matching payments)を支払う目的で州の支出を決定する際に算入しない。

(g) **定義**——本条で用いられる以下の用語の定義は、次の通りとする。

(1) **里子養子縁組**——「里子養子縁組」という用語は、養子縁組措置の時点で州の監督下でフォスター ケアにいた子どもの終局的養子縁組を意味する。

(2) **特別ニーズ養子縁組**——「特別ニーズ養子縁組」という用語は、第 473 節にもとづく養子縁組援助協定の対象とされた子どもの最終的養子縁組を意味する。

(3) **里子養子縁組の基準件数**——「里子養子縁組の基準件数」という用語は、以下を意味する。

(A) 1998 年の会計年度に関しては、1995 年、1996 年および 1997 年の会計年度に州において行なわれた里子養子縁組の平均件数。

(B) それ以降の会計年度に関しては、1997 年の会計年度から当該会計年度の前年の会計年度までの期間中、里子養子縁組の件数が最高であった会計年度に州において行なわれた里子養子縁組の件数。

(4) **特別ニーズ養子縁組の基準件数**——「特別ニーズ養子縁組の基準件数」という用語は、以

下を意味する。

(A) 1998年の会計年度に関しては、1995年、1996年および1997年の会計年度に州において行なわれた特別ニーズ養子縁組の平均件数。

(B) それ以降の会計年度に関しては、1997年の会計年度から当該会計年度の前年の会計年度までの期間中、特別なニーズ養子縁組の件数が最高であった会計年度に州において行なわれた特別ニーズ養子縁組の件数。

(h) **配分承認の制限**

(1) **総則**——(a)項にもとづく補助金のため、長官に、1999年から2003年までの各会計年度ごとに2千万ドルを配分することを承認する。

(2) **利用の許可**——前号にもとづいて配分された額は、2003年の会計年度を超えないかぎりにおいて、支出するまで利用できることを承認する。

(i) **専門的援助**

(1) **総則**——長官は子どもの最善の利益にかなう際には、フォスター ケアの子ども対象の養子縁組および(養子縁組が不可能である場合は)永続的代替措置を増加させる目標件数に達することを援助する目的で、州および地域共同体に、直接にまたは補助金もしくは契約を通じて、専門的援助を提供することができる。

(2) **専門的援助の性格の説明**——前号にもとづいて提供される専門的援助は、養子縁組が子どもの最善の利益を促進する場合にフォスター ケア・システムから養子縁組へ移行することの増加を奨励する目標を支援することができ、かつ以下の要素を含むことができる。

(A) 親権をいっそう迅速に終了するための模範的実践に関する指針の作成。

(B) 同時進行プランの利用を奨励するモデル作成。

(C) パーマネンシー目標としての養子縁組にフォスターケアの子どもを移行する専門部局および専門的技術の発展。

(D) 家庭復帰した場合に害を受けるおそれのある子どもの早期発見を促進するためのリスクアセスメントの開発。

(E) 1歳未満の子どもを迅速に選別して養子縁組成立前委託 (pre-adoptive placements)を奨励するためのモデル。

(F) 親権終了を待たずに子どもを養子縁組候補家庭 (pre-adoptive families) に委託するプログラムの開発。

(3) **裁判所への専門的援助のための留保**——(4)号にしたがって配分された額の50パーセント以上を、裁判所に対して技術的援助を提供するために用いる。

(4) **配分承認の制限**——本項を実施するため、保健社会福祉省長官に対し、1998年から2000年までの各会計年度に1千万ドルを超えない額を配分することを承認する。

(b) **養子縁組奨励補助金に関する裁量的上限調整**

(1) **第251節の改正**——均衡予算法(1997年)第10203節(a)(4)で改正した均衡予算および緊急赤字統制法(1985年)第251節(b)(2)(2 U.S.C. 901(b)(2))を改正し、末尾に以下の新たなサブパラグラフを加える。

「(G) **養子縁組奨励補助金**——1999年、2000年、2001年、2002年または2003年の会計年度に関して、本節にしたがって保健社会福祉省に対する養子縁組奨励補助金の額を定めた歳出配分法案または歳出配分共同決議が成立したときは、以下のとおり調整を行なう。

(i) 新たな予算承認額 (budget authority) に関する調整額は、2千万ドルを超えない限り、当該法案または共同決議において養子縁組奨励補助金のために用意された新たな予算承認額とする。

(ii) 支出額に関する調整額は、上記の額から導き出される追加的支出額とする。」

(2) **第314節の改正**——均衡予算法(1997年)第10114条(a)で改正した連邦議会予算法(1974年)第314節(b)を以下のとおり改正する。

(A) (4)号の文末の「または」を削除する。

(B) (5)号の文末の「。」を削除し、かつ「、または」を挿入する。

(C) 末尾に以下を加える。

「(6) 1999年、2000年、2001年、2002年または2003年の会計年度における、保健社会福祉省に対する養子縁組奨励補助金（均衡予算および緊急赤字統制法（1985年）第251条(b)(2)(G)の定義にしたがう）の額に関しては、2千万ドルを超えない額。」

## 第202条 州および郡の法域を越えた養子縁組

(a) 児童福祉サービスのための州の計画の要件——社会保障法第422節(b) (42 U.S.C. 622(b))を以下のとおり改正する。

- (1) (10)号の文末の「および」を削除する。
- (2) (11)号の文末の「。」を削除し、かつ「および」を挿入する。
- (3) 末尾に以下を加える。

「(12) 州が、待機中の子どもを対象とした時宜を得た（タイムリーな）養子縁組あるいは永続的委託を促進することを目的として、法域を横断した資源を効果的に用いるための計画を發展させる保証を含んでいること。」

\*参考：社会保障法第422節(b)

本副節にもとづく児童福祉サービスのための各計画は、以下の要件を満たすものでなければならない。……

(b) 援助の条件——上記の法第474節(42 U.S.C. 674)を改正し、末尾に以下を加える。

「(e) (a)項の規定に関わらず、本項の制定後に州が以下のことを行なったと長官が認めるとき、州は本節にもとづく補助金の受給資格を有しない。

- (1) すでに承認された養親家庭が当該の子どもの事案を処理する責任を有する法域外に存在する場合に、拒否しまたは遅延させたこと。
- (2) 前号の違反の申立てを州に却下され、または当該申立てに対し合理的な迅速さによる州の対応を得られなかった個人に対し、第471節(a)(12)に掲げた公正な聴聞の機会を与えなかったこと。」

(c) 越境養子縁組ホームスタディー（家庭調査）

(1) 総則——合衆国会計検査院長官は、以下のことをする。

- (A) 州および郡の法域を越えた、時宜を得たかつ永続的な子どもの養子縁組を促進する手続および政策を改善する方法について、研究しかつ考察すること。
- (B) 最低限、以下の点に関わる越境養子縁組の問題について検討すること。
  - (i) 養親家庭となる可能性のある家族を他の州および郡から募集することに関わる問題。
  - (ii) 他の州または郡で実施した養親候補者のホームスタディーを相互承認するための手続に関わる問題。
  - (iii) 他の州の養子縁組命令および親権終了命令に対する礼節ならびに十分な信頼および信用の再検討から派生する問題。
  - (iv) 子どもの措置に関する州間協定（interstate compact）の運用および実施に関連する手続に関わる問題。

(2) 連邦議会への報告——会計検査院長官は、本法の制定日の後1年以内に、議会の適切な委員会に対して以下を含む報告書を提出する。

- (A) 前号にもとづいて行なわれた研究の結果。
- (B) 異なる州および郡の間で行なわれる養子縁組を含む越境養子縁組を促進し、子どもが時宜を得たかつ永続的委託を保障されるようにするための手続を改善させる方法に関する勧告。

## 第203節 児童保護に関する州の実績（performance）

(a) 州の実績に関する年次報告——社会保障法タイトル4-E (42 U.S.C. 670 et seq.)を改正し、末尾に以下を加える。

### 「第479節A 年次報告

長官は、州知事、州議会、子ども福祉プログラムの運用を担当する州および地方の公務員および児童

福祉アドボケートと協議しながら、以下のことをする。

(1) 子どもの安全を確保する目的でB節およびE節にしたがって児童保護プログラムおよび児童福祉プログラムを運営する際の州の実績を評価するために用いることのできる、一連の効果測定 (outcome measures) を開発すること。

(2) 当該効果測定は、可能なかぎり、養子縁組・フォスター ケア分析報告システムから入手可能なデータから開発されるべきである。

(3) 効果測定との関連で州の実績を格付けするシステムを開発し、かつ、当該格付けシステム、および当該格付けシステムにもとづく評点決定方法に関して州に説明を行なうこと。

(4) 州が本節にもとづく資金を受領する条件として、州が、各効果測定との関連で州の実績を決定するために必要なデータを長官に対して提供することを確保するために、必要な規則を定めること。

(5) 1999年5月1日付で、及びそれ以降は毎年、各結果基準についての各州の実績に関する報告書を作成しかつ議会に提出すること。当該報告書は、実績の優劣の理由を検討し、可能な場合には州の実績を改善する方法に関する勧告を行わなければならない。」

(b) **実績にもとづく報奨システム (incentive system) の開発**——保健社会福祉省長官は、児童福祉プログラムの運用を担当する州および地方の公務員および児童福祉アドボケートと協議しながら、社会保障法タイトル4-Bおよびタイトル4-E (42 U.S.C. 620 et seq., 670 et seq.) にもとづく補助金を報奨システムにもとづく州の実績に準じて与えるための当該システムの研究、開発および議会への勧告を行なう。当該システムは、長官が実現可能かつ適切であると認める範囲内で、社会保障法479節A (本条(a)項で追加) が求める年次報告、または当該年次報告に関して提案された修正にもとづいて運用されなければならない。長官は、本法の制定日の後6か月以内に、下院歳入委員会および上院金融委員会に対し、当該研究の遂行の実現可能性、予定および協議プロセスに関する中間報告書を提出する。長官は、当該制定日の後15か月以内に、下院歳入委員会および上院金融委員会に対し、実績にもとづく報奨システムに関する最終報告書を提出する。当該報告書には、社会保障法第4章B節およびE節にもとづくプログラムおよび補助金を再編成するための他の勧告を含めることができる。

### タイトル III 補足的改善および改革

#### 第301節 児童福祉デモンストレーション (実演説明)・プロジェクトの展開

(a) **総則**——社会保障法第1130節(a) (42 U.S.C. 1320a-9) を改正し、以下のとおりとする。

「(a) **デモンストレーション・プロジェクトの承認権限**

(1) **総則**——長官は、タイトル4-Bまたはタイトル4-Eの目的を促進する可能性があることと認めるデモンストレーション・プロジェクトを本節にしたがって実施することを、州に対して許可することができる。

(2) **制限**——長官は、前号にもとづくデモンストレーション・プロジェクトを、1998年から2002年までの各会計年度ごとに10件を超えない範囲で許可することができる。

(3) **検討が求められる提案の一定の種類**

(A) 適切な申請が行なわれたときは、長官は、フォスター ケアの子どもの養子縁組委託の遅延につながる障害を特定しかつそれに対応することを目的としたデモンストレーション・プロジェクトを許可することを検討する。

(B) 適切な申請が行なわれたときは、長官は、子どもを危険にさらし、かつフォスター ケアへの子どもの措置につながる親の薬物乱用の問題を特定しかつそれに対応することを目的としたデモンストレーション・プロジェクトを許可することを検討する。当該プロジェクトは、居住型治療施設 (分娩後の抑鬱を対象とした居住型治療施設も含む) に親とともに子どもを措置することによるものも含む。当該施設は、家族の再統合を促進するために親および子どもにいっしょにサービスを提供することを特に目的とし、かつ、当該措置の対象となった子どもの健康および安全を確保できるようなものでなければならない。

(C) 適切な申請が行なわれたときは、長官は、キンシップケアに対応することを目的と